

自動車登録申請書及び軽自動車検査申請書の 添付書類の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、自動車登録申請、検査対象軽自動車の新規検査申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、添付書類の有効期間を延長する取扱いが実施されました。

詳細につきましては、下記ホームページをご確認ください。

■登録自動車(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000108.html

■軽自動車(軽自動車検査協会ホームページ)

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/notice_20200521_009983.html

以 上